

平成28年第7回（定例）高砂市教育委員会 会議録（要旨）

日時

平成28年3月24日午後1時30分

場所

高砂市役所南庁舎4階研修室

出席委員

藤井委員長、衣笠委員、山名委員、吉田委員、圓尾教育長

出席事務局職員

大西教育部長、木村教育推進室長、西尾学校教育室長、  
都筑教育総務課長、岡田生涯学習課長、瀧野学校教育課長、北野学務課長、  
後藤中央公民館兼伊保公民館長、阿部教育センター所長、  
梶原青少年育成課長兼青少年補導センター所長、岩澤学校教育課副課長

本日の会議に付した事件

議案

- 1 委員長の選任について【非公開】
- 2 委員長職務代理者の選任について【非公開】
- 3 教育委員会の権限に属する事務の委任の廃止について
- 4 高砂市立幼稚園の廃止について
- 5 高砂市多子世帯保育料軽減事業（公立幼稚園）要綱を廃止する要綱について
- 6 教育委員会の権限に属する事務の補助執行について
- 7 社会教育委員の委嘱について
- 8 高砂市文化財審議委員会委員の委嘱について
- 9 高砂市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
- 10 教育財産の取得について
- 11 教育財産の用途廃止について

協議事項

- 1 平成28年度高砂市人権教育協議会理事の選出について
- 2 伊保幼稚園・梅井保育園による幼保連携型認定こども園への移行について

## 報告事項

- 1 公民館（教育センター）の利用基準について
- 2 行政不服審査法の改正に伴う各規則の一部を改正する規則について
- 3 高砂市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- 4 高砂市立学校以外の教育機関の事務分掌規則の一部を改正する規則について
- 5 視聴覚ライブラリーの機材、教材の使用に関する規程の一部を改正する規則について
- 6 平成28年度3月定例会市議会の報告について
- 7 高砂市教育委員会事業後援承認一覧について

## その他

- 1 4月行事予定について

---

議 事 議案第1号 委員長の選任について【非公開】  
議案第2号 委員長職務代理者の選任について【非公開】

---

(非公開で教育委員のみの発言、決定)

---

○委員長 議案1号、委員長の選任について、藤井委員長が再任。  
議案2号、委員長の職務代理者については、衣笠委員が再任で決定しました。

---

議 事 議案第3号 教育委員会の権限に属する事務の委任の廃止について

○事務局 (議案第3号について説明)  
○委員長 よろしいですか。  
異議がなければ、承認します。

---

議 事 議案第4号 高砂市立幼稚園の廃止について

○事務局 (議案第4号について説明)  
○委員長 これについては何かありませんか。  
異議がなければ、承認します。

---

議 事 議案第5号 高砂市多子世帯保育料軽減事業(公立幼稚園)要綱を廃止する要綱  
について

○事務局 (議案第5号について説明)  
○委員長 これについてはどうですか。  
この県の2分の1か、助成より上回っている市町はあるんですか。  
○事務局 この制度は、市が助成した100%、県補助になり、幼稚園は、基本的に保育料のうち、月で5,000円以上の部分を助成するので、高砂市は6,300円で、1,300円掛ける月数でしたが、来年からは応能負担の部分により助成する金額も変わります。要綱も、子育て支援室で定めている教育・保育施設、幼稚園も保育園も認定こども園もみんな対象になって運用します。  
○委員長 この要綱についてはよろしいですか。これについて上回るような施策は、また市長への予算要望等々でお願いしたいと思います。

---

議 事 議案第 6 号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行について

- 事務局 (議案第 6 号について説明)
- 委員長 これはいかがですか。この項目の事務については既に何回か見ていただいております。
- この協議については、意見なしでよろしいでしょうか。以前出ましたが、意思疎通のとれるように対応だけよろしくをお願いします。

---

議 事 議案第 7 号 社会教育委員の委嘱について

- 事務局 (議案第 7 号について説明)
- 藤井委員長 これはいかがですか。
- 議案の社会教育委員の委嘱については、この名簿のとおりでよろしいでしょうか。
- 委員 A 長年務めている方がいますが、高齢化されていることもあるので、人選に関しては今後人の入れかえがあったときに運営に問題がないように、長期計画で若返ることを考えたほうがいいので、今後のために申し添えておきます。
- 委員長 よろしいですか。
- 参考までに、年に何回ぐらい開催しているんですか。
- 事務局 4 回ないし 5 回です。
- 委員長 定例ですか。
- 事務局 時期的に大体定例です。
- 委員長 中身は、何を協議しているんですか。
- 事務局 社会教育関係団体の認定とか、公民館等のグループの認定とか、社会教育関係の予算等、社会教育に関する事でこの教育委員会に諮るまでに審議いただいています。
- 委員長 それでは、この名簿どおりで承認します。

---

議 事 議案第 8 号 高砂市文化財審議委員会委員の委嘱について

- 事務局 (議案第 8 号について説明)
- 委員長 これについて意見はありますか。
- 前からも言っていますが、市内の方がいらっしゃらないので、なかなかないんでしょうか。

- 事務局 そうですね。以前は市内の方が何名かいらっしゃったんですが、現在はなかなか後任が見つからないので、遠方の方に無理を言ってお願いしている状況です。
- 委員長 文化財審議委員は市が招集したときだけ集まっているんですか。
- 事務局 ふるさと文化財を審議していただいたり、今年度は工楽邸の文化財を審議したときも、諮問と答申をお願いしました。
- 委員長 そのときだけで、定期的に来るといえるものはないんですか。
- 事務局 年に2回か3回、定例に、春と秋と、現地視察も含めて開催しています。
- 委員長 市内にも知識を持っている方がいると思うので、定数が10名で、かなりあるので、またいい方法を検討願います。
- 委員A 審議委員は、公募とかそういうのは一切しないのか。ホームページとかで募集したことはないんですか。
- 事務局 ありません。
- 委員A 人口9万人ぐらいだから難しいかもしれないが、人知れず、熱心にやっておられる方や、興味があったりする方に入っていただけたらいいと思うので、人材確保のためにも何らかのアピールの方法がとられてもいいと思う。必ずしも市内の人でないととは思わないが、できれば地元の方で、高砂の文化、史跡はいっぱいあるけど、それがばらばらで埋没していたりするから、住んで初めてわかること、無形の分があると思うので、市内の方がいたらと思う。
- 委員長 ふるさと文化財の認定とかでは、市内の、歴史に詳しい方がいらっしゃたら非常にいいかなと思います。
- 文化財の委嘱については、名簿どおりでよろしいでしょうか。
- それから、先ほどの史跡、発掘のほうをまた開拓お願いします。

---

議 事 議案第9号 高砂市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

- 事務局 (議案第9号について説明)
- 委員長 この名簿どおりでよろしいでしょうか。
- 異議がなければ承認させていただきたいと思います。

---

議 事 議案第10号 教育財産の取得について

- 事務局 (議案第10号について説明)

- 委員長           これはよろしいでしょうか。  
異議ございませんので、承認させていただきたいと思います。

---

議 事 議案第 1 1 号 教育財産の用途廃止について

- 事務局           (議案第 1 1 号について説明)
- 委員長           これについてはどうでしょう。  
教育センター部分は分筆しているんですか。東のグラウンドや駐車場を利用している。地番が違うんですか。これはあくまでも教育センターの場所だけです。
- 事務局           ここで言う敷地というのが、以前教育センターのプールがあった部分が市の所有地になっているので、これは教育財産でしたが、それ以外の敷地は天満宮の借地でしたので、財産としては取得をしていなかったもので、とりあえず今回は建物の廃止と、教育センターのプール跡地の用途廃止という形で議案を上げています。
- 委員長           新しい教育センターは、研修センターとの境ですね、それはどうなんですか。
- 事務局           分筆は現実にはされていません。ただ、境界をどこだということで、以前所管していた産業振興課とこちらとで境界を定めて、それに応じて面積を計算しています。
- 委員長           これについてはよろしいでしょうか。  
異議がなければ承認します。

---

議 事 協議事項 1 平成 2 8 年度高砂市人権教育協議会理事の選出について

- 事務局           (協議事項 1 について説明)
- 委員長           これについては、よろしいでしょうか。  
それでは、承認します。

---

議 事 協議事項 2 伊保幼稚園・梅井保育園による幼保連携型認定こども園への移行について

- 事務局           (協議事項 2 について説明)
- 委員長           事務局でまとめてもらった意見ですが、これでいいですか。つけ加えるとか、変更とかがあればお願いします。

通園の安全確保も入れておいてください。

○委員A あまりにも漠然と書き過ぎていると思うので、もうちょっと具体的に文章を加えてほしいと思います。

○委員長 まとめていただいた内容について、もう少し中身を精査したほうがいいんじゃないかという意見がございますので、また、再度諮っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

---

#### 議 事 報告事項1 公民館（教育センター）の利用基準について

○事務局 （報告事項1について説明）

○委員長 この内部基準は、利用者に対しては出さないんですか。

○事務局 これはお渡ししても構わないものとして考えています。従前から公民館については、市のホームページで、箇条書きで書いていたものを少しわかりやすく、他市の市町村の様式等も参考にしたもので、窓口等で新規に利用申請者が来られ、例えば営業活動で貸してほしいと言われた場合、こういう条件だから不許可ですと理由を説明するのに、この資料をその場で提示して、すぐご理解いただくために公民館、教育センターの窓口で、4月1日以降運用していこうということです。

○委員A いつからこれはあるんですか。

○事務局 法律自身は変わっていませんが、こういう形でまとめましたのは今回からです。今までは箇条書きにしたものをそれぞれの窓口で確認していました。利用の基準が変わるということではなく、職員もこれをもとにより一層正しく運用するために、それぞれの受け付け業務のところで利用します。教育センターが生石へ移ることで、従来あまりなかった一般の貸し館の増加が見込まれています。その際に、公民館と同じ社会教育施設なので、貸し館について統一するため、従来公民館が持っていた内規を表で整理をしました。この形で教育センター、市内の8公民館統一の見解で運用していこうと思います。

○委員A 以前、国選に出て落選した方を、公民館に講師として呼んで講演会をしたことがある。この規定には、そういう内容は出てこないが、どういうふうに対処して規定するのか。

○事務局 地方自治法上、公の施設では政治活動は禁止してはいけなくなっています。公民館は公の施設です。また、公職選挙法の第161条では、学校とか公民館でも公職の候補者の選挙のときに個人演説会の会場等で使用できると明記をされています。よって、その自治法と公選法と、社会教育法の中でも23条で、全ての政治活動を一律に禁止されているものではなく、特定の政党とか、候

補者とかが利益になるような活動は禁止するという形です。

公平に開かれた活動での使用に関しても、社会教育法上、使用は認められているということで、特定の政党、または特定の候補者が利益になるような活動はいけない。また、それに準じて宗教活動においても憲法の第20条で、公の施設での宗教教育その他宗教活動を禁止しています。ただ、特定の宗教の布教とか、洗礼等の儀式や行事を禁止するという形で、条件がつきます。

よって、一般に開かれていれば、法律上許可されているということです。

○委員長      ヘイトスピーチが問題になっていたが、こういう場合には、高砂では貸せるのか。政治団体じゃないから禁止事項には入ってこない。そういう場合、拒否できるのか。それがないなら、例えば、人権を誹謗するような団体は除くとか、そこら辺はどうですか。

○委員A      反社会的団体とか、そういう記載はないんですか。

○事務局      もちろん、法律や公序良俗に反するものということで、反社会的な団体と認定されているものは、貸し館等はできない。

○委員長      その判断は誰がする。

○事務局      反社会的な団体は暴対法の関係の団体ではないという誓約書等もいただいた上で、一般のものについては暴対法の関係のもので申請書に利用される方の名簿等をいただいて、確認をしています。

○委員長      暴対法の関係はわかるが、思想絡みのはどうするのか。

○事務局      これに関しては、住民が公の施設を使用することによって不当な差別的扱いをしてはならないという形で地方自治法で定義されている。不当な差別的な取り扱いというのはどこまでの範囲かは、今、はっきりとは言えないが、実際の活動内容、どのような活動をして、対象が誰なのかということが重要だと考えています。

よって、今までのような形で、書類の手続だけで事務的に済ませるとするのは今後まずいのではと考えています。

○委員長      この公民館の利用基準については、文言の整理も必要ですので、そこを修正していただいて、利用基準でも改定の余地があることについてはまた研究しておいていただきたい。

それでは、これでよろしいでしょうか。

---

## 議 事 報 告 事 項 2 行 政 不 服 審 査 法 の 改 正 に 伴 う 各 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 に つ い て

○事務局      (報告事項2について説明)

○委員長      これについて、よろしいですか。

この60日以内が3カ月になった理由は、何ですか。



- 事務局 60日を3カ月に変えた理由は、基本的には、審査請求する者の利益を守るというのが第一の前提です。
- あと、教育委員会は、手順的にはあまり変わらないんですが、それ以外にも、例えば審査請求を行った場合に、審査会等を市長部局の場合だと設けなければならないので、できるだけ手続の公正さを求めるための法改正となっております。
- 教育委員会の場合は、審査会の役割をこの教育委員会の場が担うので、現行と改正はないということです。
- 委員長 これについてはどうですか。行政不服審査法の改正に伴う規則改正でよろしいでしょうか。
- それでは、承認いたします。

---

議 事 報告事項3 高砂市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

- 事務局 (報告事項3について説明)
- 委員長 これについてはよろしいでしょうか。

---

議 事 報告事項4 高砂市立学校以外の教育機関の事務分掌規則の一部を改正する規則について

- 事務局 (報告事項4について説明)
- 委員長 これはいかがでしょうか。
- 視聴覚ライブラリーを廃止した理由は何ですか。
- 事務局 条例上は、視聴覚ライブラリーという施設を置くことになっていて、教育センター内でもともと独立した部屋があったんですが、現状はなくなるし、今後は機材、教材の貸し出しをするだけで、部屋をつくる必要もないということで、事業は教育センターが引き継ぎいで、施設としては視聴覚ライブラリーを廃止するという考え方で整理しました。
- 委員長 これはよろしいですか。
- 異議がなければこれで承認します。

---

議 事 報告事項5 視聴覚ライブラリーの機材、教材の使用に関する規程の一部を改正する規則について

- 事務局 (報告事項5について説明)
- 委員長 これも先ほどの説明と同じですね。  
異議がなければ承認します。

---

議 事 報告事項6 平成28年度3月定例会市議会の報告について

- 事務局 (報告事項6について説明)
- 委員長 よろしいですか。  
議会へ見ていない資料がかなり出ているので、事前に資料提供をお願いします。

---

議 事 報告事項7 高砂市教育委員会事業後援承認一覧について

- 事務局 (報告事項7について説明)
- 委員長 これはよろしいですか。  
異議がなければ、承認します。

---

議 事 その他 4月行事予定について

- 事務局 (その他について説明)
- 委員長 よろしいでしょうか。  
他になければ、閉会いたします。

---

平成28年3月24日 午後3時26分 委員長会議の閉会を宣告

---